

特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
AFP 認定基準規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下、協会）が認定するアフィリエイトッド ファイナンシャル プランナー®（以下、AFP）認定者の認定基準を定める。

(AFP 認定要件)

第 2 条 AFP 認定者は、ファイナンシャル・プランナーとして高度な専門的知識と経験に裏付けされた技能、さらに高い職業倫理を備える必要があり、本規程に定めた認定要件を満たしていることを要する。

(義務教育の修了)

第 3 条 AFP 認定を受けようとする者は、AFP 認定申請時に義務教育修了者及び義務教育修了者と同等以上の学力があるとみなされる者でなければならない。

(認定研修の修了)

第 4 条 AFP 認定を受けようとするものは、協会認定の AFP 認定研修を修了していなければならない。

(試験)

第 5 条 AFP 認定を受けようとするものは、AFP 認定申請時までに指定試験に合格しなければならない。

(AFP 認定の特例)

第 6 条 AFP 認定者と同等、又はそれ以上の専門的知識と経験に裏付けされた技能を持つと認められた者に対して、AFP 認定研修の修了と所定の手続により AFP 認定を与えることができる。

2 協会が指定する大学院において、所定の課程を修了し、かつ協会が認める「提案書の作成」の講座を修了した者に対しては、別に定める手続により AFP 認定を与えることができる。

(資格認定会員登録)

第 7 条 AFP 認定を受けようとする者は、指定試験の実施日又は認定研修修了日のいずれか遅い日の翌々年度末までに所定の手続に従い協会へ申請し、資格認定会員としての登録をしなければならない。

(登録商標の使用)

第 8 条 AFP 認定者は、所定の登録商標使用に係るガイドライン等に基づいて、協会が有する登録商標を適切に使用しなければならない。

(資格更新)

第 9 条 AFP 認定者は定められた期間ごとに所定の継続教育単位を取得しなければならない。これを資格の更新という。資格更新をすることができなかつた場合、AFP 資格は失効し一般会員へ移行する。なお、継続教育並びに資格更新手続きについては、「継続教育規程」並びに「継続教育規程運用細則」に別に定める。

(資格の喪失)

第 10 条 AFP 認定者は次のいずれかに該当する事項が発生した場合、その資格を喪失する。

- (1) 協会を退会したとき
- (2) 一般会員となったとき
- (3) 所定の継続教育単位を取得できず資格更新することができなかつたとき

2 AFP 資格を喪失した者は、AFP 資格に係る商標の使用を直ちに停止しなければならない。

(認定拒否)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者は、AFP 認定者として登録することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第 2 条 2 号所定の本人であつて同法第 4 条 1 項の規定により任意後見監督人が選任されている者、のいずれかに該当する者
- (2) 拘禁刑以上の刑、又は 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法第 13 条に規定する禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 過去に会費未納等により協会の会員としての資格を喪失した者
- (5) 過去に協会から除名処分を受けている者
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者、及びこれらの者の関係者のいずれかに該当する者
- (7) 上記 (6) の者に将来にわたつても該当しないことを宣誓しない者
- (8) 理事会において著しく不適切と認められた者

(期限後認定と再認定)

第 12 条 第 7 条に規定した期限内に、資格認定会員としての登録申請を行わなかった者並びに過去に AFP 資格審査試験に合格し登録申請を行わなかった者、さらには AFP 認定の登録を受けたのち退会した者については、指定試験と同等レベルの審査を受けなければならない。

(一般会員からの再認定)

第 13 条 AFP 認定の登録を受けたのち、継続教育単位の履修不足等により一般会員となった者が AFP 認定を再度受ける場合、一般会員移行日から 2 年間を限度に前条の規定を適用せず、継続教育規程運用細則に定める必要単位を満たしたのち再認定を受けることができる。

(規程の変更)

第 14 条 この規程は、常務理事会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 本規程は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。
- 2 平成 14 年 9 月までに実施された AFP 資格審査試験に合格したものは、平成 15 年 3 月 31 日までに認定の申請をしなければ、AFP 認定を受けることができない。
- 3 平成 14 年 7 月 31 日までの退会者並びに一般会員移行者については、任意団体 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会会員規程第 10 条に定める再入会規定を特例として適用し、本規程第 11 条並びに第 12 条は適用しない。
- 4 平成 16 年 4 月 1 日改定、実施。
- 5 平成 21 年 9 月 3 日改定、実施。(平成 21 年 12 月 1 日から適用)
- 6 平成 23 年 1 月 6 日改定。(第 6 条 2 項に定める AFP 認定の適用は平成 23 年 10 月 1 日以降とする)
- 7 平成 28 年 4 月 1 日改定、実施。
- 8 2025 年 7 月 1 日改定、実施。